

厚生労働省発生食 0305 第 5 号  
令和 2 年 3 月 5 日

食品安全委員会  
委員長 佐藤 洋 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが  
明らかに必要でないときについて（照会）

下記の事項については、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 11 条第  
1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当す  
ると解してよいか。

#### 記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき定めら  
れた乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和 26 年厚生省令第 52 号）に  
ついて、以下の改正を行うこと。

1. 脱脂濃縮乳及び脱脂粉乳への他物使用禁止規定の例外として、たんぱく  
質量の調製のために使用される生水牛乳からろ過により得られたものを規  
定すること。
2. 加工乳に対して使用が認められている原料に生水牛乳を規定すること。
3. 表記を適切に改めること。